

3. ひとり親家庭へのサービス

(父または母が重度障害者などの場合、ひとり親家庭とみなされる場合がありますのでご相談ください)

各種サービス

●母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の皆さんが抱えている生活上の相談や自立に必要な情報提供を行い、問題解決のお手伝いをしています(相談は予約制)。

●ひとり親家庭就業支援専門員

母子・父子家庭の保護者を対象に、就職・転職などを支援します(相談は予約制)。
児童扶養手当の受給者で自立・就労に意欲のある方を対象に、面接を行い自立のためのプログラムを策定し、相談者の意向に沿った形で継続的に支援します(生活保護受給者を除く)。

●ひとり親家庭ホームヘルプサービス

義務教育修了前のお子さんを扶養している母子・父子家庭の方を対象に、日常生活にお困りのときやひとり親家庭になった直後で生活が不安定なときに、一定期間、育児や食事の世話などをお手伝いするホームヘルパーを派遣します(所得により一定の費用負担あり)。

●東京都母子福祉資金・父子福祉資金

母子・父子家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るために、就学支度資金、修学資金などの貸付けを行っています。対象は原則として都内に6か月以上お住まいで20歳未満のお子さんを扶養している母子・父子家庭の方です。連帯保証人1人が必要になります場合があります。貸付けを受ける前に母子・父子自立支援員による面接(予約制)が必要です。

●母子家庭等自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当の受給者などに対し、就業を目的とした教育訓練講座(指定講座)の受講料の100分の60に相当する給付金(上限20万円)を支給します。受講前に相談・申請が必要です。

●母子家庭等高等職業訓練促進給付金

児童扶養手当の受給者などで看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・製菓衛生師・調理師などの修業年限1年以上の資格の取得が見込まれる方に対し、修業期間中の一定期間に訓練促進給付金を支給します。事前に相談が必要です。

●母子生活支援施設

18歳未満のお子さんを養育している母子家庭の方が、生活上のいろいろな問題でお子さんを十分に養育できない場合に、お母さんとお子さんが一緒に入所し、自立促進のために生活をする児童福祉施設です(所得により一定の費用負担あり)。

●都営住宅入居

<定期募集>

年4回の募集があり、抽選方式は5月・11月、ポイント方式は2月・8月に行っています。
抽選方式の場合、ひとり親世帯には優遇資格があります。

すでに入居しているひとり親世帯・心身障害者世帯・難病患者等世帯で、一定の所得基準以下の場合は、使用料が減免（減額）される場合があります。

<毎月募集>

毎月20日頃（各50戸程度）募集があり、抽選方式となります。若年夫婦・ひとり親世帯など限られた世帯限定の募集になります。

東京都住宅供給公社のホームページ（<https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>）より申込書をダウンロードできます。

<随時募集>（令和2年2月26日時点）

東京都の多摩地域にある都営住宅限定で、各住宅10～30戸程度が随時募集されます。
こちらは定期募集及び毎月募集にて申込がなかった住宅の一部で、2人以上からお申込みが出来ます。

申し込みは随時募集専用ダイヤル（03-5467-9266）にて受付を行います。

募集に関するお問合せ

⇒ 《保谷東分庁舎2階》 住宅課住宅係	042-438-4052
東京都住宅供給公社（募集センター）	03-3498-8894
FAX	03-3409-4527
テレホンサービス	03-6418-5571

使用料の減額に関するお問合せ

⇒ 東京都住宅供給公社	
JKK 東京 お客さまセンター	0570-03-0071（ナビダイヤル）
※ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスご利用の方は03-6279-2652	

●住宅探しのお手伝い

ひとり親世帯（18歳未満の子と、父または母のいずれかのみ）の世帯）で、民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方に対し、市と協定を結んだ不動産関係団体やその関連保証会社と協力し、住宅探しのお手伝いや保証委託契約のあっせんなどを行います。

お問合せ ⇒ 《保谷東分庁舎2階》 住宅課住宅係 042-438-4052



手当・助成

●児童扶養手当

対象 18歳到達後最初の3月31日までの間にある（一定の障害がある場合は20歳未満の）児童がいるひとり親家庭など

内容 1・3・5・7・9・11月に2か月分を支給
（所得制限あり）

手当月額：第1子 全部支給の場合…43,160円

第1子 一部支給の場合…43,150円～10,180円

第2子は10,190～5,100円、第3子以降は6,110～3,060円を加算

※手当額は、令和2年4月1日に改定予定の額です。

●児童育成手当

対象 18歳到達後最初の3月31日までの児童がいるひとり親家庭など

内容 6・10・2月に支給（所得制限あり） 手当月額：児童1人につき13,500円

●ひとり親家庭等医療費助成（マル親）

対象 18歳到達後最初の3月31日までの間にある（一定の障害がある場合は20歳未満の）、医療保険に加入している児童がいるひとり親家庭など

内容 医療保険を適用し、その自己負担額を助成（所得制限あり）

優遇制度

●JR通勤定期券の割引購入券

児童扶養手当または生活保護の受給世帯の方がJRを利用して通勤している場合に、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。児童扶養手当の場合は、児童扶養手当証書・認め印・写真（約4cm×33cm）を持参のうえ子育て支援課（田無第二庁舎2階）で、生活保護の場合は生活福祉課（田無庁舎1階）で証明書の発行を受け、通勤定期乗車券を発売する駅に提出してください。

●都営交通の無料パスの交付

児童扶養手当または生活保護の受給世帯員のうち1人に限り、都営交通（都電・都バス・都営地下鉄）の無料乗車券の交付を受けられます。

児童扶養手当の場合は、児童扶養手当証書を持参のうえ子育て支援課（田無庁舎1階）で、生活保護の場合は生活福祉課（田無庁舎1階）で手続きをしてください。

●税の軽減

母子・父子家庭などの寡婦(夫)世帯の方で、一定の要件に当てはまる場合には、申告により住民税・所得税の課税対象となる所得金額から一定額が差し引かれます。

お問合せ ⇒ 《田無庁舎4階》 市民税課市民税係 042-460-9827
東村山税務署 042-394-6811

●住民税の非課税

その年の1月1日時点で生活保護法の規定による生活扶助を受けている、または前年の合計所得金額が125万円以下の方で、未成年者や寡婦(夫)控除、障害者控除を受けている方は住民税の所得割・均等割ともに課税されません。

お問合せ ⇒ 《田無庁舎4階》 市民税課市民税係 042-460-9827

●上下水道料金の免除

児童扶養手当・特別児童扶養手当・生活保護などの受給世帯は、申請により水道料金は基本料金と1か月あたり10㎡まで、下水道料金は基本料金(8㎡まで)が免除されます。

お問合せ ⇒ 東京都水道局東久留米サービスステーション
042-548-5110 (多摩お客さまセンター)

●廃棄物処理手数料の免除(市指定収集袋(ごみ袋)の無料配布)

児童扶養手当・特別児童扶養手当・生活保護などの受給世帯は、家庭ごみを出すときの廃棄物処理手数料の免除(ごみ袋の無料配布)が受けられます

いずれか1つの受給による配布となり、重複配布はできません。また、生活保護受給世帯に限り、粗大ごみ処理手数料の免除制度があります。

手続きには、(特別)児童扶養手当の場合は各手当証書と認め印が、生活保護の場合は生活保護担当者の確認印が押された申請書と認め印が必要です。

お問合せ ⇒ 《エコプラザ西東京》 ごみ減量推進課ごみ減量係 042-438-4043

●自転車駐車場利用料の助成

児童育成手当(育成手当)の受給世帯で、通勤・通学のために(財)自転車駐車場整備センターが管理運営する市内の自転車駐車場を月極により賃借する場合に、利用料のうち800円を助成します。

お問合せ ⇒ 《田無第二庁舎2階》 市民相談室 042-460-9805
《保谷東分庁舎2階》 交通課駐輪駐車対策係 042-438-4057

ひとり親家庭に関するお問合せ

《田無第二庁舎2階》 子育て支援課手当助成係 042-460-9840